

○北栄町若者等交流推進事業補助金交付要綱

令和5年3月10日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町若者等交流推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の事業者等と地方に興味のある都市部の若者等を結ぶ事業を実施する株式会社おてつたび(以下「おてつたび」という。)の事業を利用し、本町で働く者(以下「参加者」という。)を雇用する町内の事業者等の負担する経費の一部を支援することにより、多様な交流人口を創出し、本町の活性化を図り、将来的な移住希望者の増加を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額と、同表第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額の合計(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、参加者の募集開始前までに、事前協議書(様式第1号)により観光交流課交流推進室と協議を行わなければならない。

2 申請者は、補助事業完了後60日以内又は補助事業の完了年月日の属する年

度の3月31日のいずれか早い日までに交付申請及び実績報告を行わなければならない。

3 規則第5条の交付申請書及び規則第20条の実績報告書は、様式第2号によるものとする。

4 規則第13条の着手届及び同第14条の完了届は不要とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 補助金の交付決定及び交付額の確定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定及び額の確定通知は、様式第3号によるものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定及び額の確定を受けた者は、速やかに請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月27日告示第43号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 補助 事業	2 補助 事業者	3 補助対象経費	4 補助 率	5 補助上 限
若者等交 流推進事 業	町内の事 業者又は 団体	・ マッチング手数料 事業者と参加者のマッチング成 立時におてつたびへ支払う手数 料	10／10	—
		・ 保険料 参加者の就労中の事故等に対応 する保険料のうち、事業者がお てつたびへ支払う保険料	10／10	—
		・ 宿泊費等 参加者の滞在時に発生した宿泊 料、農家民泊体験料等 (年度初回の受入れに限り補助 対象とし、町内の旅館・ホテル、 届出民泊、簡易宿所、町農家民 泊体験所に限る※)	10／10	1 人 1 泊当 たり5,000 円
		・ 滞在費 参加者の滞在時に発生する送 迎、交流等に係る諸経費	定額	1 人 1 泊当 たり500円
※ 1 事業所あたりの年間補助上限は10万円とする。				
※ 町内の宿泊施設が満室等で確保できない場合は、町外も可とする。農家 民泊体験所は、北栄町農家民泊受入れ協力家庭に登録されていることを条 件とする。				

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

所管課長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

北栄町若者等交流推進事業実施協議書

北栄町若者等交流推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり事前協議します。

記

区 分	参加者1	参加者2	備 考
勤務地			
滞在予定期間	月 日～ 月 日頃 (泊 日)	月 日～ 月 日頃 (泊 日)	
宿泊予定場所			
報酬総額			

※予定は延長等を含めた最大見込みで記入してください

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

北栄町長 様

	住 所	_____	
申請者	氏 名	_____	印
	電話番号	_____	
	電子メール	_____	

北栄町若者等交流推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

北栄町若者等交流推進事業補助金の交付を受けたいので、本補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請し、実績を報告します。

なお、本補助金の交付決定のため、私の町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

1 交付申請額（実績報告額）

円

2 添付書類

- ☐ 事業実績報告書（別紙）
- ☐ 労働条件通知書（雇用契約書）の写し
- ☐ 補助対象経費の確認ができる書類の写し（おてつたび請求書、宿泊費領収書等）

(別紙)

事業実績報告書

1 事業報告

区 分	参加者 1	参加者 2	備 考
居住地			
勤務地			
宿泊先			
滞在期間	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	
	泊 日	泊 日	
業務内容			
報酬総額			

2 収支決算

(1) 収入

(単位：円)

区 分	参加者 1	参加者 2	備 考
町補助金			百円未満切り捨て
マッチング手数料			
	保険料		
	宿泊費等		民泊等/上限 1 泊 5,000 円 自宅等/上限 1 泊 2,500 円
	滞在費		定額 1 泊 500 円
自己資金等			
計 (A)			

(2) 支出

(単位：円)

区 分	参加者 1	参加者 2	備 考
おてつたび			
マッチング手数料			
	保険料		
宿泊費等			
滞在費			送迎、交流費等の概算
計 (B)			

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

北栄町長

北栄町若者等交流推進事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった本補助金については、本補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定及び額を確定したので通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業の内容は、申請書兼実績報告書に記載されているとおりとする。

2 交付決定及び確定額

円

3 交付の条件

- （1）この補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならない。
- （2）補助の目的に反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- （3）町長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。

様式第4号（第6条関係）

北栄町若者等交流推進事業補助金交付請求書

年 月 日

北栄町長 様

（請求者）

住所

氏名

印

年 月 日付第
おり請求します。

号で交付決定及び額確定通知のあった本補助金について、下記のと

記

円